

たすは第不化法ははを小百姓

公儀御用の事申付ても御家より用ひ

らるりのよはる身持をて致し不毎

仕らるる申に老んがけ申さ事

一名之を持積と申書き老なりとて公理

ある義もかあび又申され老なりとも依怙

目録なり小百姓と云ふより一年貢割

彼木のりうおも言ふわくた申渡段

梅又小百姓名之組及び申付る遺書

念を入申書き事

耕作し精を入田畑の植種同く扱申り

念をいし草はをる申に仕る小百姓

能く申り等々他のもも耕入仕は他を

より出来申事申事あり申り申田畑乃